

愛知自治体キャラバン実行委員会陳情書に対する回答

平成26年10月22日(水)午前10時30分懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】一★印が懇談の重点項目です**【1】自治体の基本的あり方について**

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】行政課

基礎自治体として担うべき役割を認識したうえで、豊橋市の第5次総合計画の基本理念「ともに生き、ともにつくる」に基づく様々な施策を行い、住民の利益への奉仕に取り組んでまいりたいと考えています。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】納税課

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、東三河地域における収入率の向上と税負担の公平性を確保し、広域化による行政の効率化を実現するため、平成23年度に設立したものです。機構に移管する案件は、あくまでも納税資力がありながら、再三の催告にも応じていただけない方を対象としています。

一方、生活困窮者などに対しては、生活実態に応じた納税相談や法令に照らして納税緩和措置等をとっているところです。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】納税課

当該訴訟の判決内容は、児童手当法第15条に基づき「児童手当の支給を受ける権利は、差し押さえることができない」ので、児童手当によって大部分が形成されている本件預金を差し押された処分は、違法であると判断されたものでした。

(130,073円中、手当額は130,000円)

債権の差押については、未納である税金に対して催告を行ったうえで、差押予告を経て行います。特に預金の差押えの際には、入金の内容が、各法令による個々の差押禁止項目でないことを確認の上、実施しております。

また、生活困窮者に対しては、個々の生活実態に合わせた分納にも応じ、適正に納税緩和措置等の対処をしております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給し

てください。

【回答】障害福祉課

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】障害福祉課

改定に伴う不便や不安のないよう、丁寧な説明を行うとともに、きめ細やかな相談・支援に努めています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】障害福祉課

関係各課への情報提供および連携に努めています。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】障害福祉課

配置の予定はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】障害福祉課

生活保護困窮者自立支援法関連については実施方法等検討中です。また、生活保護の必要な方については、適切に対応しております。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】長寿介護課

第6期介護保険事業計画において算定する介護保険料額の軽減については、今後3年間の給付費の見込量を勘案し検討してまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿介護課

保険料については、保険料第2段階以下の方のうち、資産・預貯金の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる独自の減免制度を実施しております。また、利用料については、在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額を更に軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】長寿介護課

第5期事業計画において、施設としては、小規模特養を、居住系サービスとしては、グループホームや複合型サービスの整備を進めてきました。今後の整備につきましては、次期計画である第6期介護保険事業計画策定の中で検討してまいります。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】長寿介護課

地域包括支援センターにつきましては、今後の業務量の増加などを踏まえ適正な配置を検討したいと考えております。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】長寿介護課

平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画を策定する中で、検討してまいります。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】長寿介護課

今後、国が示す予防給付の単価を参考に検討してまいります。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】長寿介護課

「新しい総合事業」は、地域支援事業費の中で実施するものであり、市の予算を投入する予定はありません。利用者負担については、事業内容と合わせて検討してまいります。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】長寿介護課

要支援相当の方が、要介護認定申請を行うか否かについては、利用者の方の判断で行うものであると考えております。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】長寿介護課

ボランティアによる一人暮らし高齢者等の日常生活支援を行う「高齢者安心生活サポート事業」を実施しているほか、平成25年度から「豊橋市高齢者等見守りネットワーク事業」を開始し、ライフライン事業者などによる一人暮らし高齢者等への見守りを実施しております。

イ.高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】長寿介護課、障害福祉課

高齢者の外出支援につきましては、70歳以上80歳未満の方には、金額を2千円とし、電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券のいずれかを、80歳以上の方には、金額4千円のいずれかの乗車券、または、それぞれ2千円ずつ組合せの乗車券を配布しております。

障害者の外出支援としましては、6歳以上70歳未満の方へ、電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布しております。それに加え、重度の障害者で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方には、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車いす利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布しております。

また、1人での外出が困難な精神・知的障害や全身性の身体障害をお持ちの方への移動支援事業や、視覚障害の方への同行支援事業を実施しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】長寿介護課

高齢者サロンにつきましては、地域包括支援センター内に、現在1ヶ所稼働しておりますが、今後は、民間で運営されているコミュニティカフェ等と呼ばれる「まちの居場所」活動と連携しながら高齢者の集いの場活動に対し支援してまいりたいと考えております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】住宅課

バリアフリーなど高齢者が安心して暮らせる住戸を、市営住宅の建て替えにおいて整備していくようにします。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】長寿介護課

現在、二次予防事業対象者を対象に原則週2回以内、また、要支援・要介護認定者を対象に原則週5回以内で給食サービスを行っており、250円を助成しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】長寿介護課

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては、現在検討中です。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】障害福祉課

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取扱いとなります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】障害福祉課

要介護認定者のうち障害者控除に該当すると思われる方に対して、個別に障害者控除認定申請の案内と申請書を送付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】国保年金課、子育て支援課、障害福祉課

補助金を含め県の動向も見据える中で、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】子育て支援課

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は平成20年度に中学校卒業まで拡大し、通院助成は平成20年度に小学3年生まで、平成21年度に小学校卒業まで、平成24年度に中学校卒業までと段階的に拡大してきました。ただし、中学生の通院は自己負担分の1/2を償還払いで助成しています。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが、更なる年齢の引き上げ及び無料化につきましては、学齢が上がるにつれて医療機関への受診状況が低下していくことや、無料化により医療費の増加が見込まれることなどを考慮し、持続可能な制度とするよう、今後、拡大の実績や財政状況を見る中で、子育て支援施策全般として総合的に判断するものと考えております。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】障害福祉課

平成26年10月1日から精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を対象に、全診療科目、通院を無料としました。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】国保年金課

住民税非課税世帯の後期高齢者医療制度加入の方については、自己負担割合が1割で、負担する限度額も低く抑えられております。現在、本市独自での医療費無料化は考えておりません。

なお、後期高齢者の福祉医療費助成においては、一人暮らしや寝たきりの方についても助成の対象としております。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】こども保健課

妊娠届出以後の妊婦健診につきましては14回まで公費負担の対象としておりますが、厳しい財政状況の中、この公費負担ができるだけ継続することが重要であると考えております。妊娠の判定をする初回健診及び産後の健診につきましては、現在のところ公費負担をすることは考えておりません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

平成26年度は、改正前の生活保護基準額の1.3倍を基礎として算出した所得基準額を据え置いて対応しており、現在、本市の就学援助対象者は、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯となっております。

また、申請は隨時受け付けを行っていることを、様々な広報媒体を通じて周知しております。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】保健給食課

本市では、学校給食の食材料費分を給食費としております。現時点では、給食費無料化は考えておりません。給食費未納の児童生徒に対しても学校給食を提供しています。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭の保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】保育課

引き続き、法の趣旨に鑑み、保育の実施義務を果たしていきたいと考えています。また、保育を必要とする保護者の利便性の向上を図るため、各施設の形態に応じた保育施策に取り組んでいきたいと考えています。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】国保年金課

国保の広域化は、小規模保険者の財政基盤の安定化、保険料の地域格差の縮小、保険証の一括発注など事務の共通化・効率化による経費の節減等のメリットがある半面、現行の財源構成のままでは広域化されても財政安定化には必ずしも結び付かない。また、県と市町村との役割分担など今後の課題も多くあります。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国保年金課

平成26年度から低所得者層への法定軽減対象が拡大され、市独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを一般会計から繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。

また、平成25年度からは資産税割の廃止に伴う減免対象の拡大も行っています。

現在、新たな国民健康保険制度について、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますので、これらの検討結果や新制度へのスムーズな移行も踏まえながら、一般会計繰り入れについて協議していきたいと考えております。

また、消費税導入に伴う低所得者対策など国の動向を見ながら検討してまいります。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険に加入している子どもの均等割額の軽減・減免については、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、公費や国保被保険者以外の方にも負担を求めるのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな国民健康保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に協議していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】国保年金課

低所得を理由とする減免につきましては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4.4割・2.4割・1.2割の減免を実施しており、合わせて最大8.2割の負担減となっておりますので、現時点での減免制度の更なる拡大は考えておりませんが、現在国において軽減措置の対象者拡大が検討されていることから、この動向などを見ながら総合的に検討してまいります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9

以下」にしてください。

【回答】国保年金課

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得減少等を踏まえ、平成24年度に減免の所得要件を緩和し、対象者の拡大を図りました。また、法改正により非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられていますので、現時点では要綱の見直しは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】国保年金課

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。また、18歳未満の子どもの保険証については全て届くように配慮しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】国保年金課

滞納者に対しての給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために有効期限6か月の短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】納税課、国保年金課

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導、調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断出来るにもかかわらず納付いただけない方を対象としているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、今のところ実施は難しいものと考えております。
(国民健康保険税分差押実績)

区分	人 数	期別件数	金 額
23年度	33人	488件	5,940,989円
24年度	62人	1,043件	16,407,630円
25年度	22人	310件	5,012,378円

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施

してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免については、平成22年度に取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたため、当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】障害福祉課

自立支援医療(更生医療)・補装具・地域生活支援事業につきましては、障害者総合支援法において定められた基準で実施しています。

施設利用者の食費・光热水費につきましては、入所施設利用者(生活保護または低所得の者)に対しては負担を軽減する補足給付を行っており、通所施設利用者(生活保護、低所得または市民税所得割額が世帯合計で16万円未満の者)に対しては食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置を行っています。

また、グループホーム・ケアホーム入居者(生活保護または低所得の者)につきましては、平成23年10月から月額1万円を上限に家賃補助を行っています。

上記については、障害者総合支援法等関係法令において定められた基準で実施しています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】障害福祉課

(訪問系サービス)

障害支援区分ごとの支給決定基準を定めており、基準に基づき支給決定を行っています。

(移動支援)

本市ガイドラインにより、上限30時間／月と設定しており、それにに基づき支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

本市ガイドラインにより、通年かつ長期にわたる外出は対象外となっています。移動支援については、対象者の拡大を含めた検討を行っているところですが、現在のところ通所・通学への利用拡大は考えていません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

本市では、障害者総合支援法に基づき優先的に介護保険を利用していただくことを基本としていますが、障害の特性により介護保険施設の利用が難しい場合など、各個人の状況を勘案して障害福祉サービスの継続利用を認める等の対応をとっています。また、介護保険のサービスにないサービスの利用を希望する場合も障害福祉サービスの継続利用を認めています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えら

れる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】長寿介護課

在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】障害福祉課

通院時の院内介助については、支援の必要性に応じて認めています。ただし、リハビリ等の医療行為に関する支援は認めていません。

入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法の制度に基づき従来どおりの取り扱いとします。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】障害福祉課

平成24年度から相談支援の中核的な役割を担う「とよはし総合相談支援センター(ほっとぴあ)」を開設し、相談支援体制の強化に取組でいます。その中で、市内の相談支援事業所の相談支援専門員に対して、計画相談や個別ケースの対応方法などの研修会を年数回開催するなど、地域の相談支援事業者的人材育成を行っています。

また、平成26年度は国の緊急雇用創出事業の「障害者相談支援事業所サポート事業」を利用し、市内の相談支援事業所1カ所に相談支援補助職員を1名配置し、相談支援事業の充実を図っています。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】健康政策課

ロタウイルスワクチンについては、平成24年10月1日より、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、平成26年4月1日より接種費用の一部助成を行っております。また、B型肝炎については、現在、国が定期予防接種化に向けて供給体制などを検討していることから、その動向を注視しているところですが、任意予防接種として一部費用助成制度の導入も検討していきたいと考えております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】健康政策課

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、本年10月から定期接種化されたため、一部費用助成は9月末で終了といたしました。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康政策課

妊娠を予定または希望する女性と配偶者及び同居者、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者及び同居者を対象に抗体検査を無料で実施し、抗体価が低いと確認できた方に対し、麻しん風しん混合ワクチン等を接種した場合に費用の一部を助成しております。なお、接種の無料化に関しては検討しておりません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

以上